

**広島市地域公共交通計画の改定に係る調査検討業務
公募型プロポーザル説明書**

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島市地域公共交通計画の改定に係る調査検討業務
- (2) 業務内容
資料1「広島市地域公共交通計画の改定に係る調査検討業務 基本仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 事業費

本業務に係る費用は15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内で応募者が提案する額とする。

3 契約担当課

広島市地域公共交通活性化協議会事務局（広島市道路交通局公共交通政策部公共交通調整担当）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
Tel：082-504-2383 Fax：082-504-2426
電子メール koutsuseisaku@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------|
| ・ 応募受付開始日 | 令和7年 9月 1日（月） |
| ・ 応募資格確認申請書提出期限 | 令和7年 9月 5日（金） |
| ・ 質問受付期限 | 令和7年 9月10日（水） |
| ・ 提案書提出期限 | 令和7年 9月19日（金） |
| ・ 審査結果通知 | 令和7年10月上旬 |

5 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。複数の者で構成する共同企業体としての参加も認めるが、参加する共同企業体の構成員となる者の単体企業としての参加は認めない。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (3) 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 広島市内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。
- (6) 令和7・8年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が土木関係コンサルタント業務の登録種目「都市計画及び地方計画」に登録されているものであること
- (7) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

6 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

- ア 応募資格確認申請書（様式1） 1部
- イ 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（写し可） 1部
発行日が、応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。（現在事項全部証明は不可。）
- ウ 広島市税の納税証明書（写し可） 1部
「令和〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある発注者の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）
- エ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 1部
「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）
- オ 直近の決算1年分の財務諸表の写し 1部
- カ 誓約書（様式2） 1部
- キ 役員名簿（様式3） 1部

(2) 提出期間

令和7年9月1日（月）から9月5日（金）まで

(3) 提出場所

3の契約担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までの消印有効。）

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書等必要書類の受理・審査後、応募者に速やかに書面又は電子メールにて通知する。

7 提案書の提出

(1) 提案書の記載項目

様式4の項目について具体的に記載すること。

※ 提案書はA4判を基本とし、表紙及び参考資料を除き15頁以内とすること。

(2) 提案書の提出部数等

- ア 正本1部、副本9部を提出
- イ 提案書の正本の表紙には、応募者名（企業名、代表者）等を記載すること。ただし、副本の表紙には応募者名が類推できる記載はしないこと。
- ウ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。
- エ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

- オ 提案書の再提出は、提出期限までに限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。
- カ 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式6）を提出すること。
- キ 提出された書類は、返却しない。
- ク 発注者が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがある。

(3) 提出期限及び提出場所等

- ア 提出期限 令和7年9月19日（金）午後5時15分まで
- イ 提出場所 3の契約担当課
- ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 令和7年9月1日（月）から9月10日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 受付場所 3の契約担当課
- ウ 受付方法 質問書（様式5）に記入の上、電子メール又はFaxで提出すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受付した日から閉庁日を除き4日以内に質問者に直接回答し、3の契約担当課において、令和7年9月19日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

9 審査

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、広島市地域公共交通計画の改定に係る調査検討業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 受託候補者特定基準

資料2「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

- ア 受託候補者の特定に当たっては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
 - (ア) プレゼンテーション及びヒアリングの実施日等、開催の詳細は応募者に別途通知する（令和7年9月下旬を予定）。
 - (イ) 提案内容の説明は10分以内、質疑応答は15分以内とする。
 - (ウ) 出席者は、責任者を含む3名以内とする。なお、説明は全て提出済みの提案書に基づき行うものとし、追加資料の提出は認めない。

イ 審査委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、広島市地域公共交通活性化協議会の求める最低限の水準（総計の6割）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

ウ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 審査結果の通知及び公表

受託候補者を特定した後は、速やかに応募者全員に書面にて当該応募者に係る審査結果を通知するとともに、応募者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページにおいて公表する。（令和7年10月上旬を予定）なお、審査結果に対する異議の申し立てはできないものとする。

(5) 審査結果の説明

応募者からの受託候補者の特定結果に関する質問等については、書面により受け付ける。ただし、その受付は審査結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、発注者は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

10 契約

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。ただし指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。
- (2) 契約を締結する場合には、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

契約日までに契約保証金の納付、金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）に係る証書の提出をすること。

契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときは契約保証金を免除する。ただし、変更契約により変更後の契約金額が100万円以上となる場合には、変更契約締結の日までに、変更後の契約金額の10分の1以上の契約保証金（現金）の納付が必要となる。

契約時及び変更契約時のいずれにおいても、契約保証金（現金）と保証等とを併用することはできない。

(3) 留意事項

- ア 発注者との連絡を密にして業務を実施すること。
- イ 契約内容は、仕様書及び提案内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。
- ウ 仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議しその指示に従うこと。
また、発注者と受託者の協議により、仕様書の内容は変更する場合がある。

11 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提案書等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にすることがある。
- (5) 提案書等に虚偽の記載をした場合若しくはその他不正の行為をした場合には、失格にすることがある。
- (6) 発注者が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の目的の範囲内であっても、発注者の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (7) 提出された提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に無断で使用しない。ただし、応募者の了承を得た場合には、この限りではない。
- (8) 資料1「広島市地域公共交通計画の改定に係る調査検討業務 基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。